

# 認可外保育施設等の利用料の請求手続きについて

施設等利用給付認定(2号または3号)を取得している子どもであり、幼稚園が実施する預かり保育事業が一定の水準を満たしていない場合、認可外保育施設等(認可外保育施設の他、一時保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等)の利用料が無償化給付の対象となります。

認可外保育施設等の利用料の請求方法について、以下のとおりご案内します。なお、本ご案内は、交付が完了するまで大切に保管ください。

## 記

### 1. 対象者

施設等利用給付認定(2号または3号)を受けた子どもの保護者であり、お通りの幼稚園の預かり保育が「年間200日以上かつ平日8時間以上開所していること」を満たさない方。

※一度、施設等利用給付認定を受けた方でも、認定期間外の施設の利用は支給対象外となります。区から発行された「施設等利用給付認定通知書」の認定期間及び認定区分をご確認ください。

### 2. 対象となる認可外保育施設等

認可外保育施設(認証保育所含む)、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等が対象です。そのうち、無償化の対象施設であるために、当該施設・事業者が、施設所在の自治体に「確認」の手続きを終えていることが必要です。確認手続きが完了している施設・事業者については、施設所在地の自治体にご確認ください。なお、豊島区所在の「確認」の手続きを終えている認可外保育施設等は区ホームページにて公表しております。



←「確認済みの区内幼稚園・認可外保育施設等について」のホームページはこちら。  
読み取りできない場合は、ページID「28659」で検索してください。

### 3. 請求に必要な書類

認可外保育施設等の利用料の無償化は「償還払い」にて行います。施設に利用料を支払い利用し、利用後、以下必要書類を以て区に請求ください。

#### (1) 必要書類

「施設等利用費請求書(以下「請求書」)」、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書(領収証兼提供証明書)」、「援助活動報告書兼領収書(以下「活動報告書」)」のうち、以下の該当する区分に沿って、書類を添付してください。なお、各様式は豊島区ホームページからダウンロード可能です。下記2次元コードより読み取り可能です。



←「私立幼稚園(新制度未移行園)園児保護者への各種補助金」のページはこちら。  
読み取りできない場合は、ページID「40688」で検索してください。

ファミリー・サポート・センター事業を含む その他認可外保育施設等の利用	①施設等利用費請求書、②活動報告書、 ③特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書
ファミリー・サポート・センター事業のみの 利用(一時預かり事業等の利用なし)	①施設等利用費請求書、②活動報告書
ファミリー・サポート・センター事業を含まない 認可外保育施設等の利用	①施設等利用費請求書、②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書
区立保育園の一時預かり事業を利用	①施設等利用費請求書、②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書 または 一時保育事業利用にかかる領収書(利用日分すべて)

(2) 請求書について

豊島区ホームページからダウンロードし、記入ください。

なお、認可外保育施設等の利用料分の振込先は、私立幼稚園等園児保護者補助金の交付振込先と同一とさせていただきます。私立幼稚園等園児保護者補助金の交付振込先を変更したい場合は届け出が必要となります。保育課までお問い合わせください。

(3) 領収証兼提供証明書について

豊島区ホームページからダウンロードし、利用月ごとに、利用した施設に証明を依頼してください。

なお、月途中で認定区分が変更になる方は、2号または3号認定をされている期間での証明を依頼していただきますようお願いいたします。

4. 請求方法及び請求時期

(1) 請求方法

添付書類等をすべて揃えて封筒に封入し、対象の子どもの名前を封筒に記載のうえ、幼稚園に提出してください。

なお、ご兄弟等2人分請求する場合、子ども1人に対し1枚の請求書及び添付書類が必要です。

(2) 請求時期

幼稚園が指定する期日までに提出してください。ただし、幼稚園から区に提出いただく期限は、今年度は以下のとおりです。

- ① 9月上旬（4月～8月までの利用料分）
- ② 12月上旬（9月～11月までの利用料分）
- ③ 4月上旬（12月～3月までの利用料分）

上記提出期限は、あくまでも目安ですので、提出締切を過ぎた場合でも随時受け付けておりますが、令和8年度の最終提出締切は令和9年4月10日（金）です。この日を過ぎると令和9年5月末のお振込みに間に合いませんので、ご注意ください。幼稚園から指定された期日を過ぎた場合、以下の提出先に直接郵送または持参してください。ご郵送の際は簡易書留を推奨いたします。

5. 支給限度額及び支給時期

幼稚園での預かり保育料と合わせて月額1.13万円（満3歳児クラスは1.63万円）が月額上限額です。また、利用月ごとの利用料合計と、月額上限額を比較し、低い方の金額が支給額となります。認可外保育施設等を同月中に複数利用した場合も、複数の認可外保育施設等の利用料合計と、月額上限額を比較します。

提出いただいた書類を確認のうえ、施設等利用費及び私立幼稚園等園児保護者補助金と同時期（令和8年11月末、令和9年5月末）に指定の口座へ振り込み予定です。

期日までのご提出が難しい場合は、お振込み時期が遅くなりますので、ご了承ください。

**【問い合わせ先・提出先】**

豊島区子ども家庭部保育支援担当課 幼稚園・地域型保育グループ  
〒171-8422  
豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所本庁舎4階  
TEL 03-4566-2481（直通）